

第 26 章 その他

福祉施設一覧

（令和2年1月1日現在）

施設区分	施設種別 ※1	設置数	定員数	備考
児童関係施設	助産施設	10	219	
	乳児院	1	30	
	母子生活支援施設	7	120	
	児童養護施設	4	173	
	児童心理治療施設	—	—	
	児童自立支援施設	1	36	
	児童自立生活援助事業所	1	6	
	小規模住居型児童養育事業所	1	6	
	婦人保護施設	1	16	
	婦人相談所一時保護施設	1	20	
	児童相談所一時保護施設	1	23	
	保育所・認定こども園等 ※2	319	30,209	平成31年4月1日現在
	放課後児童クラブ	286	11,908	令和元年5月1日現在
	児童厚生施設	90	—	平成31年4月1日現在
障害関係施設	障害者支援施設	45	3,030	
	福祉型障害児入所施設	4	85	
	医療型障害児入所施設	2	260	
	共同生活援助	80	1,357	
	短期入所	92	—	
	療養介護	3	330	
高齢者関係施設	老人短期入所施設	318	8,175	
	養護老人ホーム	16	1,060	
	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	147	8,033	
	軽費老人ホーム	45	1,167	
	認知症高齢者グループホーム	201	2,654	
	生活支援ハウス	21	281	
	介護老人保健施設	55	5,148	
	介護医療院、介護療養型医療施設	5	331	
	小規模多機能型居宅介護事業所	74	1,814	
	看護小規模多機能型居宅介護看護事業所	5	137	
	有料老人ホーム	100	2,500	
	サービス付高齢者向け住宅	75	1,845	
その他施設	救護施設	2	205	
	更生施設	—	—	
	宿所提供施設	—	—	
計		1,991	80,636	

※1 施設種別は、平成29年3月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成31年3月11日改正）による。

※2 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所。

耕作面積及び主要農作物収穫量の現状

【耕作面積（平成30年）】

（単位：ha）

区分	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
面積	129,100	11,800	2,370	4,240	147,510

【主要農作物の収穫量（平成30年）】

（単位：トン）

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	491,100	きゅうり	8,380	だいこん	16,000
大豆	10,300	はくさい	6,520	りんご	23,000
ばれいしょ※	(H28) 9,840	キャベツ	8,950	たばこ	513

※ ばれいしょについては、平成29年以降、主産県（全国の作付面積の概ね80%を占めるまでの上位都道府県等）を調査対象としており、秋田県は対象外であるため、平成28年が最新の数値である。

防災重点ため池箇所数

（令和元年6月現在）

地域	市町村名	ため池 総数 (箇所)	防災重点ため池 (箇所)	備考
鹿角	鹿角市	35	11	
	小坂町			
北秋田	大館市	129	52	
	北秋田市	150	88	
	上小阿仁村			
山本	能代市	105	25	
	藤里町	17	7	
	三種町	242	54	
	八峰町	20	3	
秋田	秋田市	355	146	
	男鹿市	147	70	
	潟上市	60	26	
	五城目町	53	39	
	八郎潟町	8	4	
	井川町	68	18	
	大潟村			
由利	由利本荘市	635	289	
	にかほ市	79	63	
仙北	大仙市	391	117	
	仙北市	34	9	
	美郷町	49	24	
平鹿	横手市	165	111	
雄勝	湯沢市	32	15	
	羽後町	81	22	
	東成瀬村	1		
計		2,856	1,193	

防災重点ため池の選定基準

ア ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から 100m 以上 500m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量 1000m³ 以上のものウ ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5000m³ 以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの